

医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、医療法第7条第3項の規定に基づく許可を要しない診療所（以下「許可を要しない診療所」という。）の協議手続き等の取扱いについて定めることにより、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的とする。

(許可を要しない診療所)

第2条 許可を要しない診療所は、次のいずれかに該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であるものとする。

(1) 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所（アからキのいずれかに該当すること）

ア 診療報酬上の「在宅療養支援診療所」の施設基準の届出を行っている診療所

イ 現に有床診療所であって、過去1年間の急変時の入院件数が6件以上ある診療所

なお、「急変時の入院」とは、患者の病状の急変等による入院を指し、予定された入院は除く。

ウ 患者及びその家族等からの電話等による問合せに対し、原則として当該診療所において、常時（24時間）、医師あるいは看護職員が対応できる体制がとられている診療所であって、診療報酬上の「時間外対応加算1」の施設基準の届出を行っている診療所

エ 現に有床診療所であって、過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受け入れが1割以上である診療所

なお、「他の急性期医療を担う病院の一般病棟」の解釈については、診療報酬上の「有床診療所入院基本料」の施設基準によるものとする。

オ 現に有床診療所であって、過去1年間の当該医療機関内における看取りの実績が2件以上ある診療所

カ 過去1年間の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔を実施した患者数が年間30件以上ある診療所

なお、手術をした場合に限るものとし、分娩において実施する場合は除く。

キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能を有する診療所（過去1年間に介護保険によるリハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、短期入所療養介護若しくは介護予防短期入所療養介護を提供した実績がある診療所又は指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者である診療所）

(2) 地域において必要とされ、良質かつ適切な産科医療が提供される分娩を取り扱う診療所

(協議の申出)

第3条 前条各号に定める診療所に療養病床又は一般病床を設置又は増床しようとする者（以下「開設予定者等」という。）は、当該診療所が許可を要しない診療所に該当するか否かについて協議するため、協議書（第1号様式）を神奈川県知事（以下「知事」という。）あてに提出するものとする。

2 前項の協議書は、開設予定場所が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市（以下「保健所設置6市」という。）の区域外かつ寒川町の区域外にあるときは、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して提出するものとする。

3 協議書の提出部数は、2部とする。

- 4 開設予定場所が保健所設置 6 市の区域内かつ寒川町の区域内にある診療所の場合、知事は、協議の申出があった旨を、遅滞なく、開設予定場所を所管する保健所設置 6 市の長に通知するものとする。

(協議書の申出受付期間)

第 4 条 前条の規定による申出の受付期間は、10 月 1 日から 11 月 30 日とする。ただし、11 月 30 日が土曜日又は日曜日に当たるときは翌月曜日とする。

(協議の審査)

第 5 条 知事は、協議の申出があったときは、次の事項について審査するものとする。

- (1) 関係法令に抵触していないこと。
 - (2) 神奈川県保健医療計画との整合性があること。
 - (3) 診療所の開設等の計画に確実性があること。
 - (4) 第 2 条に適合していること。
- 2 知事は、地域における医療需要を踏まえ、許可を要しない診療所として適当であるか否かについて、地域医療構想調整会議の議論を経るものとする。
- 3 開設予定場所が保健所設置 6 市の区域内かつ寒川町の区域内にある診療所の場合、知事は、当該診療所に係る前項の議論の結果について、遅滞なく、開設予定場所を所管する保健所設置 6 市の長に通知するものとする。

(協議結果の決定と通知)

- 第 6 条 知事は、前条の結果、及び必要があれば横浜市、川崎市又は相模原市の長の意見を取りまとめ、予め、神奈川県保健医療計画推進会議の議論を経たうえで、神奈川県医療審議会（おおむね 10 月及び 3 月に開催）の意見を聴き、許可を要しない診療所に該当するか否かを決定するものとする。
- 2 知事は、前項で決定した協議結果を、開設予定者等に回答するものとする。また、この協議結果は、開設予定場所を所管する保健所設置 6 市の長又は保健福祉事務所に通知するものとする。

(決定通知の附帯条件)

- 第 7 条 知事は、前条の許可を要しない診療所に該当することを決定する際に、次に掲げる条件を付すこととする。
- (1) 決定された目的にのみ病床を使用すること
 - (2) 他の病院又は診療所（同一法人又は同一グループである場合を含む）との間で病床を移動しないこと
 - (3) その他知事が必要と認めること

(報告)

- 第 8 条 許可を要しない診療所に該当すると決定され、療養病床又は一般病床の設置又は増床の届出を行った開設者は、毎年 8 月までに次の書類を提出することにより、前年度の実績等を知事に報告するものとする。
- (1) 第 2 条(1)アの規定により病床を設置した診療所：前年度の在宅療養支援診療所に係る

報告書の写し（第2号様式）

(2)第2条(1)イからキにより病床を設置した診療所：要件を満たしていることを示す書類（第3号様式）

(3)第2条(2)により病床を設置した診療所：分娩取扱い件数（第4号様式）

2 前項の書類は、開設場所が保健所設置6市の区域外かつ寒川町の区域外にあるときは、開設場所を所管する保健福祉事務所長を経由して提出するものとする。

（指導）

第9条 知事は、許可を要しない診療所と決定した開設予定者等及び許可を要しない診療所に該当すると決定され、療養病床又は一般病床の設置若しくは増床の届出を行った開設者に対し、必要に応じ病床の適切な運営等について指導を行うものとする。

2 知事は、前項の指導に当たり、必要がある場合には、保健所設置6市の長に、対象診療所の運営等の状況を聴くものとする。

3 知事は、第1項で行った指導内容を、開設場所又は開設予定場所を所管する保健所設置6市の長又は保健福祉事務所長に通知するものとする。

4 保健所設置6市の長は、第1項の指導の有無にかかわらず、許可を要しない診療所として決定された診療所が、許可を要しない診療所に該当しないことが疑われる場合には、随時、知事に報告するものとする。

（協議結果の取り消し）

第10条 知事は、許可を要しない診療所として決定された診療所が第5条第1項の各号に該当しなくなった場合、開設者又は開設予定者（以下「開設者等」という。）に対し、協議結果の通知の取り消しができるものとする。

2 前項の規定により協議結果を取り消すにあたっては、知事は、地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議の議論を経たうえで、その結果について神奈川県医療審議会の意見を聴き、協議結果を取り消すか否かを決定するものとする。

3 知事は前項の決定について、開設者等に対し通知するものとする。また、この協議結果の取り消しは、開設場所又は開設予定場所を所管する保健所設置6市の長又は保健福祉事務所長にも通知するものとする。

（協議結果の取り消し後の指導）

第11条 知事は、前条に基づき協議結果が取り消された診療所の開設者に対し、許可を要しない診療所として届出により設置した病床の廃止又は減少について指導できるものとする。

2 知事は、開設者に指導する場合、開設場所が保健所設置6市の区域外かつ寒川町の区域外にあるときは、開設場所を所管する保健福祉事務所長を経由して行うものとする。

3 知事は、指導に従わない開設者に対して、医療法第7条の2第3項から第5項、第30条の11及び30条の12の規定を準用し、必要な措置をとることができる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年1月24日から施行する。

この要領は、令和6年3月29日から施行する。

この要領は、令和6年9月17日から施行する。

[第1号様式]

年 月 日

神奈川県知事 殿

住所

開設（予定）者

氏名

協 議 書

- 1 診療所の名称
- 2 病床設置あるいは増床にあたり、取扱要領第2条のうち該当する要件
- 3 病床設置あるいは増床の目的及び提供する医療機能
- 4 許可を要しない診療所の病床種別及び病床数
- 5 診療所の開設等の場所
- 6 開設（予定）年月日
- 7 病床設置（増床）予定年月日
- 8 診療を行おうとする科目
- 9 年間入院患者予定数
- 10 分娩を取り扱う診療所の場合は年間分娩予定数
- 11 医療従事者の概要
- 12 計画敷地周辺の見取図
- 13 計画敷地の面積及び平面図
- 14 計画建物の構造概要及び平面図（各室の用途、患者収容定員を示すこと。）
- 15 資金計画等（開設後2年間の事業計画及び収支予算書）

[添付書類]

- ①開設予定者が、医師又は歯科医師であるときは免許証の写し及び履歴書、その他の者（法人を除く。）であるときは履歴書
- ②土地又は建物の登記事項証明書
- ③第2条(1)アに該当するものとして協議する場合は、関東信越厚生局神奈川事務所へ提出した「在宅療養支援診療所」の施設基準に係る届出書の写し
- ④第2条(1)イからキに該当するものとして協議する場合は、基準を満たすことを示す書類（任意様式）。なお、第2条(1)ウに該当するものとして協議する場合には、これに加え、関東信越厚生局神奈川事務所へ提出した「時間外対応加算1」の施設基準に係る届出書の写し及びその添付書類
- ⑤許可を要しない診療所に該当しなくなった場合及び許可を要しない診療所に該当すると決定された後、1年経っても届出を提出できない場合、病床を返上する旨の誓約書
- ⑥地域包括ケアシステムの構築に必要であることを確認できる書類

<例>

- ・地域の医療・介護関係者による協議の場への参加実績が確認できる書類
- ・地域の医療機関及び介護関係機関との幅広い連携実績が確認できる書類（自法人内・自グ

ループ内は除く、連携のための相談は含めない。)

- ・地域の入院患者を随時受け入れる体制が整備されていることが確認できる書類（急変時やレスパイトなどへ柔軟に対応できる体制であることが確認できる計画や組織の規定など）
- ・医療と介護の連携シート等によって患者（利用者）情報が地域の医療機関及び介護関係機関との間で共有されていることが確認できる書類等

⑦地域において必要とされ、良質かつ適切な産科医療が提供されることを確認できる書類

<例>

- ・一般社団法人日本専門医機構が認定する産婦人科専門医が常時（診療時間内）いることがわかる書類（認定証の写し）
- ・周産期救急医療システムに則って、地域の周産期医療センター等と連携できる体制を構築し診療を行う旨の誓約書

⑧その他必要な書類

（注）開設予定者が法人であるときは、「住所」は主たる事務所の所在地、「氏名」は名称及び代表者氏名を各々記載するものとする。

[第2号様式]

年 月 日

神奈川県知事 殿

住所

開設者

氏名

医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領
第8条に基づく報告について

このことについて、次のとおり報告します。

診療所名称 ○○○○

添付資料

- ① 年 月 日関東信越厚生局神奈川事務所長あて提出した「在宅療養支援診療所に係る報告」の写し
- ② 地域包括ケアシステムの構築に必要であることを確認できる書類

<例>

- ・地域の医療・介護関係者による協議の場への参加実績が確認できる書類
- ・地域の医療機関及び介護関係機関との幅広い連携実績が確認できる書類（自法人内・自グループ内は除く、連携のための相談は含めない。）
- ・地域の入院患者を随時受け入れる体制が整備されていることが確認できる書類（急変時やレスパイトなどへ柔軟に対応できる体制であることが確認できる計画や組織の規定など）
- ・医療と介護の連携シート等によって患者（利用者）情報が地域の医療機関及び介護関係機関との間で共有されていることが確認できる書類等

（注）開設者が法人であるときは、「住所」は主たる事務所の所在地、「氏名」は名称及び代表者氏名を各々記載するものとする。

[第3号様式]

年 月 日

神奈川県知事 殿

住所

開設者

氏名

医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領
第8条に基づく報告について

このことについて、次のとおり報告します。

診療所名称 ○○○○

添付資料

- ① 基準を満たしていることを示す書類
- ② 地域包括ケアシステムの構築に必要であることを確認できる書類

<例>

- ・地域の医療・介護関係者による協議の場への参加実績が確認できる書類
- ・地域の医療機関及び介護関係機関との幅広い連携実績が確認できる書類（自法人内・自グループ内は除く、連携のための相談は含めない。）
- ・地域の入院患者を随時受け入れる体制が整備されていることが確認できる書類（急変時やレスパイトなどへ柔軟に対応できる体制であることが確認できる計画や組織の規定など）
- ・医療と介護の連携シート等によって患者（利用者）情報が地域の医療機関及び介護関係機関との間で共有されていることが確認できる書類等

（注）開設者が法人であるときは、「住所」は主たる事務所の所在地、「氏名」は名称及び代表者氏名を各々記載するものとする。

[第4号様式]

年 月 日

神奈川県知事 殿

住所

開設者

氏名

医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領
第8条に基づく報告について

このことについて、次のとおり報告します。

診療所名称 ○○○○

前年度（ 年4月1日から 年3月31日）の分娩取扱い件数 件
添付資料

- ・地域において必要とされ、良質かつ適切な産科医療が提供されることを確認できる書類

<例>

- ・一般社団法人日本専門医機構が認定する産婦人科専門医が常時（診療時間内）いることがわかる書類（認定証の写し）
- ・周産期救急医療システムに則って、地域の周産期医療センター等と連携できる体制を構築し診療を行う旨の誓約書

（注）開設者が法人であるときは、「住所」は主たる事務所の所在地、「氏名」は名称及び代表者氏名を各々記載するものとする。